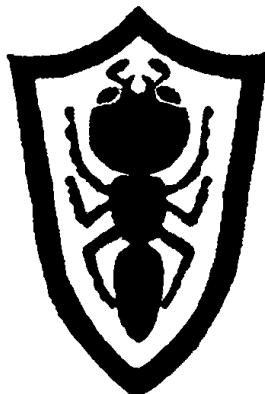


宇都宮市立国本中学校

新入生保護者説明会



令和7年12月11日（木）

13:45 受付（体育館正面玄関、下記2種の書類をご提出ください）

預金口座振替依頼書の2枚目（届出印の押印をお忘れなく）

食物アレルギー調査書

※ 本日都合によりご提出できない場合は、1月末までに
国本中学校事務室へお届けください。1月16日（金）
の「全市一斉小学6年生の進学先中学校訪問」の際に、
お子さまを通して提出いただいても結構です。

※ 受付後は、校内を参観いただいても結構です。

14:15 説明会

学校長あいさつ

説明① 主な行事・日課について（教務主任より）

② 学習について（学習指導主任より）

③ 生活について（生徒指導主事より）

④ 学校諸経費・就学援助について（事務（主任）より）

⑤ P T A組織について（P T A役員より）

⑥ 質疑応答

1年生に関する主な行事

今年度の主な行事は、下記の通りです。
来年度については現在検討中ですので、参考としてご承知おきください。

お子さまの入学式については、令和8年3月中旬に小学校を通して案内を差し上げるとともに、国本中学校HPに掲載します。別途、宇都宮市から「入学通知書」が各家庭に届きます。

4月 9日	入学式、対面式	<p>R 8年度入学式 4月9日（木） 当日朝、校舎南側・1階屋外に クラス分けを掲示 8：15までに生徒登校 9：00 入学式開始</p>
10日～	オリエンテーション（身体計測等）	
14日	普通授業開始	
18日	授業参観、PTA総会	
24日～	教育相談（希望による三者懇談）	
	※ 家庭訪問はありません	
5月 29日	体育祭	
6月 11日	1学期中間テスト	
20日～	宇河地区総合体育大会	
7月 7日～	三者懇談	
19日～8月28日	夏休み	
9月 1日	1学期期末テスト	
19日～	宇河地区新人体育大会	
10月 10日	1学期終業式	
14日～15日	学期間休業	
16日	2学期始業式	
23日～	冒険活動教室（2泊3日）	
10月 31日	学校祭（合唱コンクール等）	
11月 4日～	教育相談	
15日	全市一斉土曜授業（授業参観・親子美化活動）	
19日	2学期中間テスト	
12月 10日	実力テスト①（3年・学習内容定着度調査と同日）	
26日～1月7日	冬休み	
1月 9日～	教育相談（希望による三者懇談）	
2月 5日	学年末テスト	
3月 5日	実力テスト②	
3月 10日	卒業式	
3月 24日	修了式	
3月 25日～	春休み	
他学年の行事	2年生 11月10日～	社会体験学習「宮っ子チャレンジウィーク」（5日間）
	2月 9日～	スキー教室（1泊2日）
3年生	6月 4日～	修学旅行（2泊3日、関西方面）
	5月 14日	茶摘み（校庭の生垣が茶の木）
	夏休み中	高校1日体験学習（希望者）
	1月 4日～	私立高校第1回入試
	3月 5日	県立高校一般選抜学力検査

日課

- (1) 50分授業が基本（A日課）。
 - ・場合によっては、45分の短縮授業（B日課）を実施。
- (2) 月・火・木・金曜は6時間授業、水曜は5時間授業。
- (3) 生徒登校 8:15 (8:10に自席に座れるように)
- (4) 完全下校時刻 日没を考慮して変化
 - ・「部活動がある場合でも、この時までに校門を出ます」という時刻。

生徒登校	A	8:15	B
朝の読書		8:15～8:25	
朝の会		8:25～8:35	
1	8:45～9:35	8:45～9:30	
2	9:45～10:35	9:40～10:25	
3	10:50～11:40	10:40～11:25	
4	11:50～12:40	11:35～12:20	
給食	12:45～13:15	12:25～12:55	
昼休み	13:15～13:35	12:55～13:15	
5	13:45～14:35	13:25～14:10	
6	14:45～15:35	14:20～15:05	
清掃	15:40～15:50		
帰りの会	15:55～16:05	15:10～15:20	
(5時間) 水	14:40～14:50	14:15～14:25	

← 令和7年度 日課表
↓ 完全下校時刻一覧

完全下校時刻

4月	18:15
5～7月	18:25
8月～新人選手権大会	18:15
新人選手権大会後の9月	18:00
県新人大会までの10月	17:30
県新人大会後～1月	17:20
2月	17:30
3月	17:45

完全下校時刻までに校門を出る
県新人大会出場時は9・10月の活動時間を15分延長可

※ 中学校教職員の勤務時間は、平日8:00～16:30です。

- ・お電話やご来校は、勤務時間内にお願いいたします。
- ・なお、8:00～8:10は職員打ち合わせため、電話等はお控えください。
- ・勤務時間外の電話は、自動音声による対応（宇都宮市教育委員会に転送）となります。

中学校の学習について

(1) 授業

- ① 中学校は教科担任制
 - ア 各教科を専門の先生が授業
 - イ 技術・家庭は技術と家庭に分かれ、異なる先生が授業
 - ウ 1年生は、音楽と美術が隔週で入れ替わる時間があります
 - 例 今週 音楽2 美術1
来週 音楽1 美術2

② 時間割

- ・1年間の中で1回、時間割を変更
- ・1週間における各教科の

授業時数=上表の値を35で割った値

例 国語：週4時間 (140 ÷ 35) 社会：週3時間 (105 ÷ 35)

別表第二 (第七十三条関係)

区分	第一学年	第二学年	第三学年
各教科の授業時数	国語	140	140
	社会	105	105
	数学	140	105
	理科	105	140
	音楽	45	35
	美術	45	35
	保健体育	105	105
	技術・家庭	70	70
	外国語	140	140
道徳の授業時数		35	35
総合的な学習の時間の授業時数		50	70
特別活動の授業時数		35	35
総授業時数	1015	1015	1015

(2) テストについて

① 年に4回、定期テストを実施

- ・ 中間テスト：国語、社会、数学、理科、英語の5教科

- ・ 期末テスト、学年末テスト：国語、社会、数学、理科、英語、技術・家庭の6教科

※定期テスト実施の2週間前に配布される範囲表をもとに学習計画を立て、計画的にテスト勉強を進めていきます。中間テスト前は3日間、期末テスト前は4日間、部活動もお休みにして、定期テスト勉強のラストスパートの時間を確保しています。

② 他に、実力テストや学力調査がある。

※実力テストは出題範囲が広く、それまでの学習内容が定着しているかが試されます。

実力テストの結果は、高校への進学を考える際に非常に重要な資料になります。

(3) 学習の取組について【授業・家庭での学習のあり方】

① 授業への取組について（当たり前のことを当たり前にやる）

ア 学習の用意を忘れない。

- ・ 「宇都宮市宮っ子ダイアリー」を活用してください。

イ 始業チャイム2分前に着席。ノート等で前時の振り返りをして授業に臨む。

ウ 課題は期日を守って提出。

② 家庭学習の取組について

ア 1年生の学習内容は、その後の学習内容の基礎になります。

- ・ 中学校1年生の学習内容こそ、3年間で最も力を注ぐべきところです。受験勉強は中学1年生から始まっていると認識してください。

イ 家庭学習で、予習・復習をする習慣をつけてください。

- ・ 習慣化するために、できるだけ決まった時間に学習すると良いでしょう。

- ・ 「予習→授業→復習」のサイクルが、学習内容を定着するために大切です。

ウ 学習に主体的に取り組み、自己実現を図ることを期待しています。

(4) 学習用具の持ち帰りについて

① 教科書・問題集・ファイルは、家庭学習で使用する場合を除き、持ち帰る必要なし。

② 貸与パソコン（クロムブック）は、できるかぎり毎日持ち帰り、家庭で充電。

- ・ 家庭において貸与パソコンを破損した場合は原則弁償。

家庭学習は、宿題だけをやればよいというものではありません。特に中学生は、卒業に向けて一人一人が自分の進路を決めていかなければなりません。自らの希望を叶えるためには、宿題など指示されたことをやるだけでなく、自らの課題を明らかにして、改善していく努力が大切です。そのためにも、自分から進んで、学習しましょう。

また、中学生は、部活動に参加する人、学習塾などに通う人も多く、家庭での時間がまちまちです。現在の実力も、人によって差があります。一方、小学生の時よりも、自分で考える力が備わっています。だから中学生では、自主学習が家庭学習の基本となります。

社会人として自立できる力を身に付け、明るい未来を自ら拓いていけるように、今で起きることを精一杯取り組むことを期待しています。

(5) 評価について

中学校では、令和3年度より現行の学習指導要領による教育がスタートしました。この現行の学習指導要領では、「生きる力」を現在の社会情勢に合わせてより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を、次のア～ウの3つの柱に整理しています。

- ア 「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」
- イ 「理解していることを・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」
- ウ 「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）」

これにより、観点別学習状況評価の観点がこれまでの4観点（国語科のみ5観点）から、全教科で「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に統一されました。

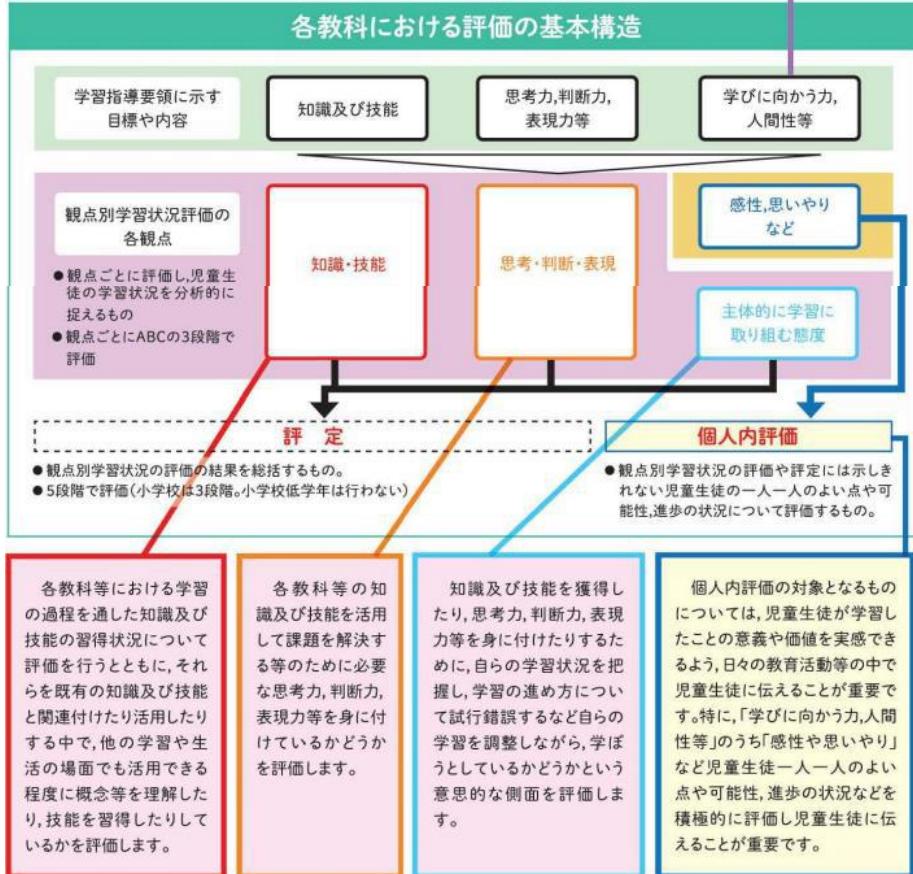
① 3つの観点について評価

- ・ A：十分満足 B：おおむね満足 C：努力を要する
- ② 観点別評価を総合して、5段階評定（5 4 3 2 1）
- ③ 1学期評定と2学期評定を総合して、学年評定
- ・ 入試の際に高校へ提出する「調査書」には、1～3年の各学年評定を記載。

学習評価の基本構造

平成29年改訂で、学習指導要領の目標及び内容が資質・能力の三つの柱で再整理されたことを踏まえ、各教科における観点別学習状況の評価の観点については、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理されています。

「学びに向かう力、人間性等」には
①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることができる部分と、
②観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価を通じて見取る部分があります。



中学校の生活について

(1) 登下校

- ① 8:15には着席していること。※ 8:10が教室入室の努力目標。
- ② 欠席（遅刻・早退）の時は、8:00までに「さくら連絡網」にて保護者が連絡。
※ 電話が必要な場合は、8:10以降に（職員打ち合わせ終了後に）お願ひします。
- ※ 【忌引き】父母7日、祖父母3日、兄弟姉妹3日、叔伯父母1日、曾祖父母1日
- ③ 交通規則・マナーを守り、安全に留意して登下校する。
- ④ 登下校時の服装について
 - ア 服装は、原則として制服を着用。
 - イ 雨天時は、ジャージ（運動着）での登下校可。朝の読書までに制服に着替える。
 - ウ 部活動の朝練がある場合は、ジャージ（運動着）登校でよいが、朝練終了後は制服に着替える。
 - エ 冬期は、ウインドブレーカー等の防寒着着用可。教室に入ったら脱ぐ。
 - オ 部活動後の下校時は、ジャージ（運動着）または、部活動の練習で着用した服装での下校可。

(2) 服装について

※令和6年度に衣替えを廃止。式典などを除き、天候や体調に合わせて生徒が冬服か夏服かを自由に選択して着用する。

※令和7年度より靴と靴下のルールを下記の通りに変更。

① 標準服

【男子】ブレザー、スラックス、ネクタイ、ベルト（色は黒・紺・茶で飾りのないもの）

【女子】ブレザー、スカートまたはスラックス、リボンまたは女子用ネクタイ

- ・ 女子のスラックスについては、ベルトループは付いているがベルトはしなくてもよい。ベルトをする場合には男子と同様。
- ・ 女子の制服の組み合わせは自由（スラックス&リボンも、スラックス&ネクタイも可）。

【男女共通】白の無地のYシャツ（長袖・半袖）

夏用ポロシャツ（購入自由、白の無地のもの）

- ・ 名票は、防犯対策として校内でのみつける。
- ・ 体操着の内側に着るインナーは、華美でないものを着用する（白、黒、紺、ベージュが望ましい）。単色で無地、体操着からはみ出ない範囲とする。

② 防寒着

ア コートを着用する場合は、黒・紺などの華美でないものを原則とし、長いものや華美なものはさける。部活動で購入したウインドブレーカー等も可。

イ セーターは黒・紺・グレーのVネックのセーターを原則とする。制服からはみ出るような過大サイズは不可。

ウ ストッキングは、ベージュまたは黒で無地のもの。

エ マフラー・ネックウォーマー・手袋・耳あてを着用してよい。

③ 靴下

ア 白、黒、紺、グレーでワンポイント可。色ラインの入っているものは不可。

イ ショートソックス（くるぶしがでるもの）は禁止。

④ 靴

ア 通学用靴は男女とも学校生活に適した色（華美ではない者）の運動靴。

- ・ 溝が少なく滑りやすいもの、通気性が悪いもの、ソールが薄くクッション性が低いもの、紐がないものは不可。

イ 必ず記名をする。

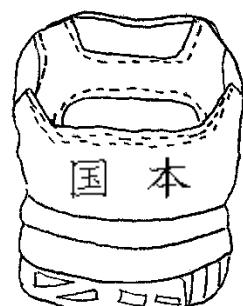
- ・ 外履きは、靴のベロの内側に記名する。

- ・ 上履き・体育館履き（学校指定のもの、学年色：青）は、かかとに記名する。

上履き



体育館履き



※ 苗字を横書きで

（3）頭髪について

① 中学生らしく、学習に支障のない頭髪とする。

- ・ あまりにも華美なものについては、指導をすることがある。
- ・ 髪の色を変化・脱色させてはいけない。
- ・ 眉毛の加工は禁止。ピアスなどの装飾品も認めない。

【男子】

ア 前髪は、目にかかるないようにする。

イ 後頭部は、えりにかぶさらないようにする。

【女子】

ア 前髪は、目にかかるないようにする。

イ 髪が肩に触れる場合は、束ねる。

ウ 髪を束ねるゴムやピンは、黒・紺・茶などで華美でないものとする。

エ ヘアバンド・アクセサリー類は使わない。

（4）その他の確認事項

① 学習や生活に不必要的もの（スマートフォン・マンガ・ゲーム・化粧品・菓子類等）は持つてこない。

② 通学途中や家庭において、事故・事件等があったときには、直ちに学級担任・学校に連絡する。交通事故等の緊急事態の場合は、警察・消防への連絡を優先してください。

③ 生徒のみの外泊、友人の家への外泊は、保護者の承認があつても禁止します。

④ R5年度からスクールバッグの学校指定（通称：アリンコバッグ）がなくなりました。

- ・ 通学用バッグについては、両肩にかけるリュック型で教科書・クロムブック等が入る容量の大きいものを各家庭でご購入ください。

⑤ 登校後は、無断で外出しない。

⑥ 登下校途中時（休日の部活動も含む）の買い物はしない。

- ・ 余計な金銭は持つてこない。やむを得ない事情で持つてくる場合には、朝のうちに担任に預ける。

制 服・運動 着等 価 格 表

品 名	価 格
男子 制服上衣ブレザー	28,500円
冬 スラックス	15,000円
ネクタイ	2,500円
夏 スラックス	14,500円
女子 制服上衣ブレザー	27,600円
冬 スカート	15,600円
リボン	2,300円
夏 スカート	15,000円
女子用ネクタイ	2,500円

※ 制服は令和6年12月1日より上記のように価格改定

※ スラックスは、男女兼用

品 名 サイズ	S ~ L	2 L ~ 3 L	3 L ~ 4 L
ジャージ上 (刺繡でネーム入り)	5,890円	2L 6,140円 3L 6,530円	4L 6,860円 5L 7,400円
ジャージ下 (刺繡でネーム入り)	5,350円	2L 5,540円 3L 5,800円	4L 6,140円 5L 6,630円
長袖運動着 (刺繡でネーム入り)	3,950円	2L 3,950円 3L 4,310円	4L 4,470円 5L 4,760円
半袖運動着 (刺繡でネーム入り)	3,120円	2L 3,250円 3L 3,510円	4L 3,770円 5L 4,110円
ハーフパンツ	3,800円	2L 3,800円 3L 4,020円	4L 4,290円 5L 4,770円

※ ジャージ上～ハーフパンツは令和5年11月1日より上記のように価格改定

品 名	価 格	備 考
体育館シューズ	3,630円	※令和5年9月1日より価格改定
体育館シューズ入れ	360円	
上履き	2,200円	※令和5年9月1日より価格改定

【取扱店】：早川商店 TEL 028-665-0377 宝木本町 1859-16

赤坂商店 TEL 028-665-1326 宝木本町 1674-5

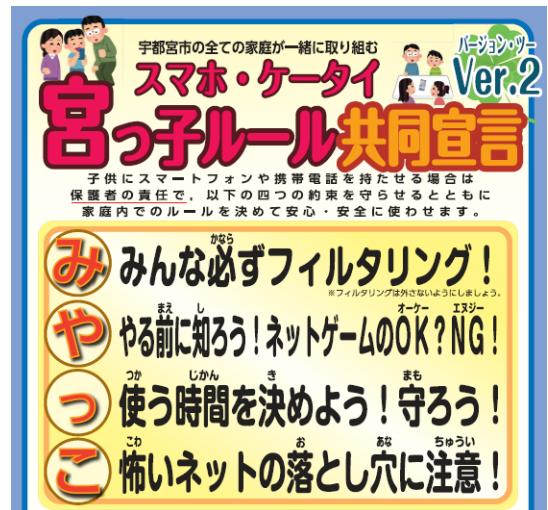
石川衣料店 TEL 028-624-6553 上戸祭 3-2-10

※ 名票は1枚310円（令和8年度より価格改定）です。学校で業者に発注させていただきます。

※ スマートフォン・携帯電話について（宇都宮市ホームページより抜粋）

スマートフォンや携帯電話を持つ小中学生が増える中で、長時間使用や深夜までの使用による生活習慣の乱れ、SNSやネットゲームを通した個人情報の流出による犯罪被害やネットトラブル・ネットいじめなどが、年々増加しています。

こうした問題から小中学生を守るため、スマートフォンや携帯電話を持たせる場合には、基本的なルールの順守に加え、家庭内で主体的にルールを決めて、保護者の責任のもとで安心・安全に使わせることを明記した、「スマートフォン・携帯電話のルール共同宣言 Ver.2」を関係団体と共同で発表しました。



【保護者の皆さんへ】

- お子さまにスマートフォンを持たせる場合は、家庭のルールを決め、必ずフィルタリングをしてください。スマートフォン等は大変便利な機器である一方、使用を誤ると将来にわたって深刻なダメージを負う場合があります。学校でも折に触れて適切な使用方法を指導しますが、ご家庭でも万が一の場合の危険性についてご理解の上、お子さまに助言・指導をお願いいたします。
- 万が一、生徒間トラブルにスマートフォン等が関係している場合には、解決のために保護者の方にも全面的なご協力を願いいたします。

家庭でスマホ・ケータイのルールを作りましょう！

ルールを決める際は家庭でよく話し合い、保護者が一方的に決めることのないようにしましょう。



わが家のスマホ・ケータイルール例

使う時間

- 登校する前には使用しない。
- 使用できる時間は朝7時から夜9（10）時まで。
- 動画やゲームは平日30分、休日1時間まで。
- 食事の時間はさわらない。
- 友達とのやり取り（SNS等）は午後8時半まで。
- 夜9（10）時以降はロックをかける。
- 運動や勉強をした時間分だけ使用できる。等

使う場所

- 話し合って決めた場所（リビングなど）で使う。
- 家族が見ている場所で使う。
- トイレやふろ場、自分の部屋では使わない。
- 病院など使ってはいけない場所で使わない。
- 他の人の迷惑にならない場所で使う。
- 暗いところで使わない。等



使い方

- 休憩時間をとるとともに、画面から目を離して使用する。
- 歩きながらや、自転車に乗りながらなどの使用はしない。
- スマートフォンなどを持っていない人が仲間外れにならないように気をかいをする。
- フィルタリングなどの設定を勝手に変えない。
- 家庭で決めたルールをよく遊ぶ友達にも知らせ、お互いの家庭のルールを理解し尊重する。
- 自分や友達の写真など個人情報をSNSなどに載せない。
- 知らない相手とSNSで繋がったりやり取りしたりしない。
- ネットやSNSで他人の悪口を言わない。等

(5) 自転車通学

下記のきまりを守ることを承諾した生徒が、校長から許可を受けて、自転車で通学することができる。

- ① 道路交通法を守る。
- ② ヘルメットを着用する（自転車用ヘルメットであれば形状・色は自由）。
 - ア 登下校・学校行事・部活動等、自転車で移動するときには必ず着用する。
 - イ ヘルメットの内側には、名前を書く。
 - ウ 頸ヒモをきちんと締める（指が1本入るくらいがちょうどよい）。
 - エ ヘルメットの着脱は、駐輪場で行う。
- ③ 国本中の自転車登録票（ステッカー）を購入し、後部反射鏡付近に貼る。
 - ・ 傷ついて読み取れなくなったり新しい自転車に変えたりした場合は、改めて購入。
- ④ 駐輪場の各学級の場所に、早く来た人から右側に詰めて駐輪する。
 - ・ 駐輪する際は、鍵をかける。
- ⑤ 雨具（カッパ）を常備する。
- ⑥ 通学用自転車について
 - ア 一般的な自転車「シティサイクル」（図1）とする。
 - イ ライト・後部反射鏡・前カゴ・荷台・両足スタンドの付いたものとする。
 - ウ 色は、白・シルバー・黒を基調とする。
 - ・ BAA（安全環境基準適合車）マーク（図2）がついているものをお勧めします。
 - エ ハンドルは、セミアップ（図3）やオールラウンダー（図4）など安全に考慮したものであること。
 - オ 荷入れカゴは、ハンドルの前に付ける。
 - ・ 安全面から、カゴは補助的なものと考える。
 - ・ 重い荷物は、後部荷台にゴムひもで縛りつけるか、背負う。
 - カ 整備不良のないものを使用する。
 - ・ ハンドル上げ、荷台の後ろを上げる、不要な装飾品も付ける等は認めない。
 - キ 通学路の指定を守る。（次ページ参照）



図1



図2



図3



図4

※ 本資料最終ページに「自転車通学許可願」があります。自転車通学を希望する方はご提出ください。提出期間等については、別紙をご覧ください。

- ・ 年度の途中で、徒歩通学から自転車通学に変えること（その逆）も可能です。
- ・ 交通ルール違反や危険運転等について指導されても改善しない場合、または、整備不良や改造に対する注意に従わない場合には、自転車通学許可を取り消すことがあります。

※ 通学用自転車に貼る「ステッカー」は、入学後に配付します。代金140円は、他の諸経費と一緒に納入となり、徒歩通学者には後日返金します。） 通学用自転車を変更する場合は、ステッカーを再購入いただきます。

※ ヘルメットは、各家庭でご用意ください。現在お持ちのヘルメットを継続使用する場合は耐用年数をご確認ください。

- ・ 取扱店例：制服取り扱い店でもある「早川商店」「赤坂商店」「石川商店」

※ 自転車は「軽車両」です。道路交通法を守ってください。

例 道路の左側を、一列で走行する（第17条、第19条）

「一時停止」の標識のある場所では止まる（第43条）

2人乗りや片手運転の禁止（第55条、第70条） ×傘さし ×スマート操作

- ・ 万が一、事故を起こした場合は、自身の体を痛める他に、歩行者等に重篤な被害をおわせたり、損害賠償を請求されたりする場合があります。道路交通法に違反すると、警察に指導される場合もあります。

※ 交通安全について、ご家庭でもご指導をお願いいたします。

- ・ 中学校では安全教育を実施し、PTAの協力を得て登下校指導を繰り返し実施しています。しかしながら、すべての時間・場所に大人の目が行き届く訳ではありません。お子さまの安全のためにも、ご家庭でも十分ご指導いただけますようお願いいたします。

【登校時の注意事項】



※ 自転車損害賠償保険等への加入が義務化されました。

詳しくは栃木県公式ホームページをご覧ください（国本中ホームページにもリンクがあります）。

- 登下校・学校行事・部活動等の事故に関しては、学校保険（スクールキーパー、ビジサポ学校賠償プラン）が適用されます。
- それ以外の状況（友達の家に遊びに行く等）に関しては、各家庭で対応をお願いいたします。
- 入学式当日の朝7:45から、昇降口前で保険会社が待機しています。加入を希望する家庭は、直接お申し込みください。別の保険に各家庭でご加入いただいても結構です。（希望者のみ 任意保険 7,000円 申込翌日から3年間適応）



【下校時の注意事項】



部活動について

(1) 希望者は、部活動に加入することができます。

① 本年度の設置部活動

- ・ 運動部 : 野球、サッカー、ソフトテニス、バスケットボール（女子のみ）
バレーボール、卓球、剣道

- ・ 文化部 : 吹奏楽、美術

② 校外クラブ等に所属する生徒も、まったく部活動等に加入しない生徒もいます。

③ 人数が少なくチームが編成できない場合は、他校と合同チームを組んで大会に参加する場合があります。（本年度：野球）

(2) 本校に部活動がない競技について

① 大会参加希望がある場合、中学校体育連盟主催の公式大会（総合体育大会、新人体育大会）のみ、引率顧問がついて参加する場合があります（教員による引率が不要の競技もあります）。

ア 本年度：水泳 硬式テニス 陸上競技

イ 中体連主催以外の大会には、引率顧問がつきません。

ウ 中学校内での練習はありません。

エ 中体連主催大会への参加希望がある場合には、4月中にお知らせください。

② 国の方針として、「部活動の地域展開」を進めています。令和7年度よりソフトテニス部が休日の地域クラブとして活動していくことになります。

詳しくは、栃木県ホームページ等をご参照ください。

（運動部：栃木県教育委員会事務局健康体育課、文化部：同事務局生涯学習課）

※ 部活動の新設は難しいことを、ご理解いただけますようお願いいたします。

(3) 宇都宮市ホームページ>子育て>小・中学校>計画・方針>宇都宮市部活動方針より

6 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、以下を基準とする。

① 休養日の設定

ア) 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。）

イ) 長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。また、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

ウ) 大会・コンクール等で基準どおりに休養日が確保できない場合には、その前後に代替の休養日を確保し、長期間連続して活動するがないようにする。

② 活動時間

ア) 1日の活動時間は、長くとも平日で2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

学校諸経費について

(1) 足利銀行での口座振替 毎月5日（土日・休日の場合は翌日）

- 5月には4&5月分、2月には2&3月分を振り替えます。
- 8月にも口座振替があります。**

(2) 口座振替する項目は、下記「内訳」に示す8項目

- 給食費は、物価高騰額を踏まえて変更になる可能性があります。

(3) 教材購入は、保護者が現金にて業者に直接納入。

- 1回目 令和8年4月 約18,000円（日時未定）
- 2回目以降 その都度購入 美術教材等 総額約8,500円

(4) やむを得ない事情により学校諸経費の納入が困難な家庭を対象に、就学援助費制度があります。申請手続きは、中学校を窓口として行います。

参考 令和7年度1学年・月別口座振替金額

（本校に姉兄が在籍しての方は「妹弟金額」にて）

振替月	金額	妹弟金額	振替月	金額	妹弟金額
5月	19,160円	18,760円	10月	6,000円	5,800円
6月	6,000円	5,800円	11月	5,400円	5,200円
7月	6,000円	5,800円	12月	5,400円	5,200円
8月	1,700円	1,500円	1月	5,400円	5,200円
9月	6,000円	5,800円	2月	10,800円	10,400円

参考 令和7年度1学年・口座振替内訳

	項目	年額	補足等
1	給食費	47,300円	月額4,300円、8月を除く11ヶ月分 ※R7から市の補助金を活用し、毎月2,000円を減額し、月額4,300円になります
2	学年費B（共同購入費）	3,600円	月額600円×6ヶ月分
3	生徒会費	3,600円	月額300円
4	スポーツ文化後援費	3,600円	月額300円
5	PTA会費	4,800円	月額400円、本校に姉兄がいれば半額免除
6	関東全国大会準備金	1,200円	月額100円
7	日本スポーツ振興会掛金	460円	925円の半額（市が半額補助）、5月に振替
8	冒険活動教室費用	7,300円	R7は5月に振替

※ 上記以外に、体育着、水着、自転車用ヘルメット、部活動個人所有物等の購入が必要となる場合があります。各商店にてご購入ください。

重要 国本中に入学しないことになった場合は、みすやかにご連絡ください。

国本中学校 028-665-1146 事務担当まで

就学援助費について

- (1) 就学援助費は、義務教育9年間の間だけ申請（受給）できます。
- (2) 認定は、申請した年のみです。
- ① 繼続の場合でも、**毎年、申請が必要**です。
 - ② 現在小学校で就学援助費を受給されている方には、令和8年2月末頃に令和8年度分の申請用紙を小学校で配付します（中学校は現1年と2年に配付）。
 - ・ 様式変更の可能性がありますので、2月までお待ちください。
 - ・ 申請書は小学校にご提出ください（小学校から中学校に送付されます）。
- (3) **申請は、いつでもできます。**
- ① ただし、4月末日までに申請しないと入学準備金は受け取れません。
 - ② 新たに就学援助費を申請される方は、4月の入学式にて担任へお知らせください。
 - ・ ただし、小学校に弟妹がいる場合は、小学校に申請書を提出して手続きをします。 - ③ 民生委員による家庭訪問はありません。
- (4) 受給を認定されても、学校諸経費の納入金額は他の方と同じです。
- ① **口座振替金額に変更はありません。**
 - ② 学校諸経費が未納の場合は、就学援助費で精算の上、残金をお返しいたします。
- (5) 就学援助費は、申請した方すべてが認定になるわけではありません。
- ① 世帯全体の令和7年度の収入を市役所が確認し、認定等を判断します。
 - ・ 前年度の収入と大きな違いが生じている場合、申請書の「家庭の状況」欄に特筆すべきこと（失職、入院等）をご記入ください。 - ② お子様が義務教育の期間は、毎年申請できます。
 - ・ 認定にならなかつた家庭でも、収入の変化等により、別年度で認定される場合があります。 - ③ 特別な事情がある場合は、市役所・学校管理課・就学グループにご相談ください。
 - ・ 追加書類を出すことで認定される場合があります。（就学G 632-2723）

「就学援助制度」を知っていますか？



宇都宮市では、経済的理由で小中学校に通うお子さんの学用品の購入や学校給食費の支払いにお困りのご家庭に対し、その一部を支援する「就学援助制度」を設けています。

Q1：どんな家庭が支援を受けることができるの？

A1：生活保護を受給している世帯（要保護）と、それに準じて困窮している世帯（準要保護）が支援対象（認定）になります。

«準要保護世帯として認定となる世帯»

① 世帯全員の前年所得が生活保護基準の1.3倍未満の世帯

生活保護基準は世帯構成（人数・年齢等）や家賃の有無等により異なります。

『モデル世帯』 認定の基準となる所得金額の目安 (令和7年度)	世帯人数	2人		3人	4人
	世帯構成	大人1人 小学生1人	大人1人 中学生1人	大人1人 小学生1人 中学生1人	大人2人 小学生1人 中学生1人
	前年中の世帯全員の総所得金額	230万円程度	240万円程度	300万円程度	320万円程度

② ひとり親家庭で児童扶養手当の受給が決定した世帯

③ 病気・災害などで収入が著しく減少した世帯 など

Q2：どんな支援を受けることができるの？

A2：給食や校外活動（遠足、冒険活動等）、修学旅行の費用が全額支給されるほか、学用品通学用品費やPTA児童生徒会費、クラブ活動費が定額で支給されます。

◇主な支給内容（定額のもの）

	【参考】令和7年度の支給内容（年額）		
	小学校	中学校	備考
学用品通学用品費	1年 11,630円	1年 22,730円	認定月日によって月割り
新入学学用品費等	1年 57,060円	1年 63,000円	入学準備金を受け取っていない、4月認定の1年生に限ります。
PTA・児童生徒会費	3,600円	6,000円	認定月日によって月割り
クラブ活動費		11,000円	認定月日によって月割り

※ 認定となっても、給食費等の学校集金や修学旅行等の積み立ては原則免除されません。

※ 生活保護（要保護）世帯は、修学旅行費を除き、生活保護費が支給されます。

Q3：申請はいつすればいいの？

A3：入学後、学校から申請書を受け取り、4月中に学校へ申請書を提出してください。

Q4：いつ頃、どのように支給されるの？

A4：年3回（7、12、3月）、学校を通じて支給されます。

★その他、ご質問・ご相談がございましたら下記連絡先までお問い合わせください。

宇都宮市教育委員会事務局 学校管理課 就学グループ
(市役所13階 電話：632-2724 平日：8：30～17：15)



宇都宮市立国本中学校 P T A 会則（抜粋）

令和 7 年度 P T A 総会資料より

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本会は宇都宮市立国本中学校 P T A と称する。

第 2 条 本会の事務所を宇都宮市立国本中学校に置く。

第 2 章 目的

第 3 条 本会は本校生徒の福祉増進と本校教育の振興をはかり、特に生徒が平和的、文化的な国家社会の一員として、健全な生活を営み得るような学校と社会が一体となって、学校の教育環境の整備を促進する。

第 3 章 会員

第 4 条 本会の主旨に賛同する保護者、教職員及び会の主旨に賛同する特別会員をもって組織する。会員とは、会費を納めるものをいう。ただし、特別会員はその限りではない。

第 4 章 事業

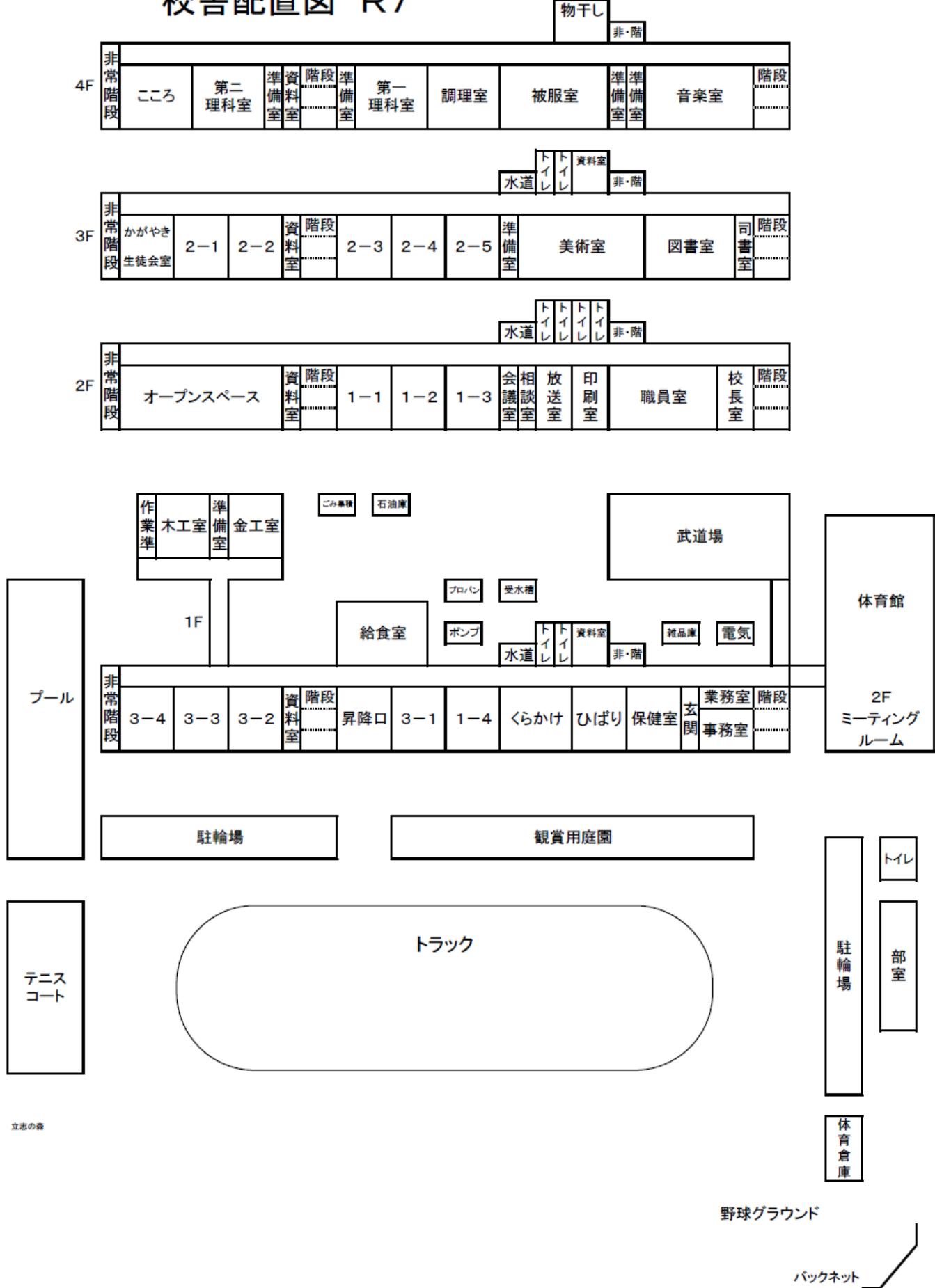
第 5 条 本会は第 3 条の目的を達成するため、概ね次の活動並びにそれに伴う事業を行う。

- 1 教育の振興並びに教育環境の整備に関する活動及び事業
- 2 生徒の福祉増進に関する活動及び事業
- 3 社会の教化、特に生徒の郊外生活指導に関する活動と事業
- 4 その他本会の目的達成に必要と認める事業

第 6 条 前条の事業の達成するため、次の委員会を置き、会員の全てはいずれかの委員会に属して活動を行う。

- | | |
|-----------|---|
| 1 広報委員会 | 広報に関する事項
活動例 P T A 活動・学校行事での取材 |
| 2 生活指導委員会 | 生活指導、施設、生活環境に関する事項
活動例 下校指導、地区環境点検、一日巡回指導員体験 |
| 3 交通安全委員会 | 交通安全に関する事項
活動例 登校指導、地区環境点検 |
| 4 研修委員会 | 研修及び厚生に関する事項
活動例 茶摘み・P T A 研修会・くにもとまつり等への参加 |
| 5 保健体育委員会 | 保健体育に関する事項
活動例 地区体育祭協力、市 P 連バレー ボール大会参加 |
| 6 学年学級委員会 | 学年学級に関する事項
活動例 登校指導、地区防災訓練参加 |

校舎配置図 R7



保護者・地域の皆様へお願いしたいこと



学校行事について



行事のねらいや子どもたちの状況を踏まえ、これまでの取組を見直し、工夫して実施することがありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

保護者・地域の皆様へ

子

どもたちのためにという使命感のもと、宇都宮市小中学校の教職員は様々なニーズに応えるべく、情熱を持って献身的に職務に取り組んできました。

その結果として、過度な職務負担による長時間勤務が常態化しており、心身ともに健康な状態で教育活動に専念できる環境を整えることが課題となっています。

中学校の部活動について

専門的な指導と子どもたちの活動機会を確保するため、休日の部活動の地域連携・地域移行を進めていきますので、ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。



ボランティア活動への協力について

登下校の安全確保や授業の補助など、ボランティアとして学校の活動へのご協力をお願いいたします。



学校への問い合わせについて

勤務時間外の電話対応を、自動音声応答に切り替えています。電話がつながらない場合には翌日以降の勤務時間内の連絡にご理解・ご協力をお願いいたします。



【問い合わせ先】 宇都宮市教育委員会事務局 学校教育課 028-632-2734
ホームページ: <https://www.city.utsubomiya.lg.jp/kyoikuiinkai/index.html>

令和6年9月

宇都宮市長 佐藤 小堺
宇都宮市教育長 宮川 一茂



新入生保護者のみなさまへ

令和 7 年 12 月吉日

宇都宮市立国本中学 PTA
選考委員会委員長 大房 貴志

令和 8 年度（2026 年度）PTA 役員の推薦についてのお願い

保護者の皆様には、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より PTA 活動へのご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、国本中学校 PTA では、令和 8 年度の執行部および各種委員会・学年委員会の正副委員長（学校職員を除く）を選出するにあたり、皆様からのご推薦をお願いしております。

PTA は「皆で協力し合い、地域とともに子どもたちを支えていく」ことを目的に活動しております。多くの方々のご意見を反映しながら、次期役員を選出してまいりたいと考えております。

つきましては、下記の QR コードより推薦フォームにアクセスいただき、執行部・正副委員長にふさわしい方をご推薦くださいますようお願い申し上げます。

■推薦対象

1. 国本中学校 PTA 執行部

会長、副会長、会計、書記

2. 国本中学校 PTA 各委員会

各委員会の委員長、副委員長

■推薦方法

以下の QR コードを読み取り、推薦フォームにアクセスしてください。

必要事項をご入力のうえ、令和 7 年 12 月 19 日（金）までにご送信ください。

※ご本人のお名前が不明な場合は、「○年○組○○さんのお母さん／お父さん」などの記載でも構いません。



新中学 1 年生対象 プチありんこ学習室の開催について

小学校 6 年間、日々勉強・学校生活に全力でがんばってきたことだと思います。

さて、来年からは中学生になります。各教科とも今までよりむずかしくなります。特に、算数は数学と名前が変わり、内容も考え方も変わってきますが、基本になるのは、小学校高学年の内容になりますので、小学校卒業式後から中学校入学式までの間を利用して、各自自分の苦手な部分をもう 1 度復習して自分のものにして欲しいと思い、下記のように勉強会を開くことにしました。学習室という名前ですが、「個人指導」を目標に実施しますので、保護者の皆様もご理解の上、気軽に参加させてください。そして、自信をつけて中学校に入学し、楽しい学校生活をスタートさせてくださいますよう、心から願っています。

記

1. 日時 令和 8 年 3 月 23 日(月)・3 月 30 日(月)・4 月 6 日(月)
各日 午前 10 時～12 時
2. 場所 市民センター ホール 1, 2
3. 教科 算数(主に 4・5・6 年生の範囲)
4. 指導者 学習ボランティアの金田さん(元高校の数学教師)
5. 費用 無料
6. その他
 - ・ 筆記用具は持参してください。
 - ・ 児童の送迎は、保護者が行ってください。

※ 2 月中旬に小学校を通して、申し込み用のプリント配布をします。

※ 毎週水曜日の放課後、国中生対象のありんこ学習室を開催中。見学において下さい。

※ ご質問等の連絡先 地域協議会活動推進員 半田 080-5467-1146

令和7年12月11日

新入生保護者 様

宇都宮市立国本中学校長 吉川真弓

自転車通学について

国本中学校では、自転車通学を希望する生徒について本校の定めるルールを守ることを条件に自転車通学を許可しています。

つきましては、自転車通学を希望する場合は、新入生保護者説明会資料内の「自転車通学」についてご理解の上、下記「自転車通学許可願」をご提出ください。

記

1 提出方法例

- (1) 令和8年1月16日（金）小学6年生の進学先中学校訪問の際に、お子さんを通して提出する。
 - (2) 平日8：15～16：30（学校閉庁日を除く）に、国本中学校事務室へ届ける。
 - (3) 入学式當日に、学級担任へ提出する。

2 留意事項

- (1) 自転車通学許可者には、入学後にステッカーを配布します。

(2) 年度途中で「自転車通学許可願」を提出いただくことも可能です。その場合、自転車通学の許可は、提出日の翌日以降となります。

家庭で切り取り

自転車通学許可願

令和 年 月 日

宇都宮市立国本中学校長 様

自転車通学に関する規則を守り、常に安全に留意して登校させますので、
自転車通学の許可をいただけますようお願ひいたします。

_____小学校 6 年 _____組 兒童氏名 _____

保護者氏名

国本中が切り取り

自転車通学許可願・預かり証 (↓各家庭でこちらもご記入ください)

小学校 6 年 組 児童氏名 さんへ

ステッカーの配付を受けるまで、家庭で保管ください。

国本中学校確認印

宇都宮市立国本中学校

新入生保護者説明会



令和7年12月11日（木）

13:45 受付（体育館正面玄関、下記2種の書類をご提出ください）

預金口座振替依頼書の2枚目（届出印の押印をお忘れなく）
食物アレルギー調査書

※ 本日都合によりご提出できない場合は、1月末までに
国本中学校事務室へお届けください。1月16日（金）
の「全市一斉小学6年生の進学先中学校訪問」の際に、
お子さまを通して提出いただいても結構です。

※ 受付後は、校内を参観いただいても結構です。

14:15 説明会

学校長あいさつ 14:15~14:18

- ① 主な行事・日課について（教務主任より） 14:18~14:23
- ② 学習について（学習指導主任より） 14:23~14:30
- ③ 生活について（生徒指導主事より） 14:30~14:38
- 自転車通学について（学校安全担当より） 14:38~14:48
- 部活動について（部活動担当より） 14:48~14:53
- ④ 学校諸経費・就学援助について（事務（主任）より） 14:53~15:01
- ⑤ P T A組織について（P T A役員より） 15:01~15:11
- ⑥ 質疑応答 15:11~15:15